

第2回口頭弁論（差止）報告集会

参議院議員会館101
13:00～14:30

【 プログラム 】

- 1 あいさつ 代理人弁護士 寺井一弘
- 2 第2回口頭弁論の報告
陳述した代理人から
代理人弁護士 古川（こがわ）健三
代理人弁護士 黒岩哲彦
陳述をした原告から
長崎原爆被害者被団協事務局長 田中熙巳（てるみ）さん
元原発技師 小倉志郎さん
- 4 差止訴訟の現状 代理人弁護士 福田護

※次回 安保法制の差し止めの裁判の期日を書き込んでください 月 日 時
安保法制の国賠訴訟の次回期日は、3月3日 10:30【103号法廷】です。
アピール活動を9:45から地裁前で行いますので、ご参集ください。

<1日の経過>

- 9:45 裁判所前 広報
9:50 入廷行進
※傍聴券抽選 10:10抽選
10:30 103号法廷 開廷
準備書面陳述
原告代理人説明 | 原告意見陳述
※裁判傍聴の抽選に漏れた方を対象に DVD「陳述書の書き方教室」上映 11:00～
11:30 記者会見（裁判所内 司法記者クラブ）
13:00～14:30 報告集会
14:30～16:30 原告集会

原告ら訴訟代理人 弁護士 古川(こがわ)健三

—準備書面(1)「本件訴訟の基本構造と答弁書の対応の誤り」について—

1. 本案前の答弁について

被告は、本案前の答弁として、本件集团的自衛権の行使等の処分性を争い、訴えの却下を求めている。しかし、被告が処分性を否定する論拠とするのは1960年代、70年代頃までの古い議論である。平成16年の行政事件訴訟法改正は「国民の権利利益のより実効的な救済」を目指すものであった。最高裁判所は行政事件訴訟法改正前後から、処分性概念を拡大することによって、国民の実効的権利救済を図るスタンスを明確にしており、学説も概ねこれを好意的に評価している。

本年12月8日、厚木基地航空機騒音訴訟の上告審判決が言い渡されているが、その原審である東京高裁判決は、自衛隊機の運航という事実行為が国民に騒音被害の受忍を強いているという観点から処分性を認め、最高裁も処分性についての判断を維持した。集团的自衛権の行使等は、国民を戦争に巻き込み、またはその危険に晒すことにより、国民の権利・利益を侵害する事実行為であり、自衛隊機の運航について処分性が認められるのと同じ構造により、処分性を肯定すべきである。

さらに、集团的自衛権の行使等がなされた場合には、相当程度の確実さをもって武力攻撃事態等に発展する蓋然性が高く、武力攻撃事態等においてはいわゆる有事法制の実施により国民は多面的かつ強力な権利制限と義務付を受けることになる。それは原告らの生命・身体財産を根底から奪いかねないものであり、一旦集团的自衛権の行使等が行われた場合にはもはや取り返しのつかないことになる。したがって、集团的自衛権の行使等は十分個別具体的な権利侵害性を有するし、抗告訴訟としての差止め訴訟による救済の道を閉ざしてはならない。

2. 被告の答弁態度について

被告は、請求原因に対する認否において、違憲性の主張についての認否をことごとく避けている。すなわち、新安保法制法の違憲性につい

ての主張、集団自衛権の行使の違憲性についての主張、新安保法制法の制定過程において立憲主義が否定され、国民の憲法改正決定権が侵害されているという主張、そして後方支援活動・協力支援活動の違憲性についての主張のいずれについても、「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」として認否を明らかにしない。

しかし、これらの明白かつ重大な憲法秩序の破壊こそが、原告らの具体的な権利を踏みにじり、原告らを不安と苦悩に陥れた根本的・直接的な原因である。これらが争点と関係しない、などというのは詭弁というほかはない。特に、国家賠償請求との関係では、侵害行為の態様と被侵害利益の種類や内容との相関において不法行為の違法性が判断されることになるのだから、憲法の破壊そのものが侵害行為を構成する本件で、違憲性の争点を回避して判断することはあり得ない。

3. 憲法破壊の重大性について

新安保法制法は、憲法が拠って立つ基本原則である平和主義を、根本から破壊した。それも、閣議決定と法律の制定という方法によって。このことを、石川健治東京大学教授は、「クーデター」と呼んでいる。

また、濱田邦夫元最高裁判所判事は、参議院平和安全法制委員会公聴会に公述人として出席し、集团的自衛権の行使が容認される根拠についての政府の説明に触れ、「法匪」という言葉を用いて厳しく非難した。新安保法制法は制定手続きにおいてもその内容においても著しく違憲性を帯びたものであることは、多数の憲法学者、有識者が指摘するところである。

私たちが戦後70年間の永きにわたり平和を享受し、平和の礎の上に基本的人権の尊重を受けることができたのは、まさに憲法が徹底した平和主義を謳い、私たちがこれまでそれを守ってきたからであった。その道は平坦ではなく、幾多の試練もあった。

しかし、今ほど憲法が重大な危機に瀕しているときはない。激しい戦闘の現場である南スーダンへ、新安保法制法にもとづく駆けつけ警護任務が付与された陸上自衛隊の派遣が11月20

日から始まっている。私たちは、憲法制定以来はじめて、自衛隊が積極的に日本の領域外で外国の戦争に参加し、加担しようとする国家意思に直面している。一旦銃弾が放たれたら、もはや後戻りはできない。原告らの権利侵害はもちろん、差止め請求との関係においても、憲法の破壊の重大性は、重大な損害を生じるおそれや原告適格の内容をなしている。

被告は、違憲性の主張に対する認否を明らかにし、議論に応じなければならない。

以上

原告ら訴訟代理人弁護士 黒岩 哲彦

—準備書面(2)「平和的生存権の権利性・被侵害利益性」について—

1 原告らは、新安保法制法によって侵害される原告らの権利・法的利益として、第1に平和的生存権を主張するものであるが、これに対し、被告は、答弁書において、原告ら主張の被侵害利益は、いずれも具体的な法的利益ではなく、国家賠償法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、主張自体失当であると主張している。そこで、本準備書面では、平和的生存権の権利性・被侵害利益性について主張を補充するものである。

平和的生存権は、平和のための世界的な努力(平和的生存権の根拠1)、憲法前文、9条、13条をはじめとする第3章の諸条項の憲法の規定(平和的生存権の根拠2)、憲法学説の研究の成果と裁判例(平和的生存権の根拠3)、平和を守るための動き(平和的生存権の根拠4)により、平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性は認められる。

2 被告は答弁書で平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性を否定する根拠として札幌高裁昭和51年8月5日判決から最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決まであれこれの14の判決を引用している。しかしこれらの判決は時代遅れのものである。平成元年最高裁判所判決後に①自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋地裁判決(平成19年3月23日・いわゆる「田近判決」)②自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋高裁判決(平成20年4月17日)③自衛隊イラク派遣違憲確認等請求事件の岡山地裁判決(平成21

年2月24日いわゆる「近下判決」)が出されている。

名古屋高裁判決・青山判決は確定判決であることは重要である。青山判決は「この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利といふことができ、裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合がある」としている。本件差止め請求は、平和的生存権に基づき裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求しているのである。

「市民平和訴訟」平成8年5月10日東京地裁判決が、「政府は、憲法九条の命ずるところに従い、平和を維持するよう努め、国民の基本的人権を侵害抑圧する事態を生じさせることのないように努めるべき憲法上の責務を負うものといふことができ、この責務に反した結果、基本的人権について違法な侵害抑圧が具体的に生じるときは、この基本的人権の侵害を理由として裁判所に対して権利救済を求めることは可能といえよう。」と判示した点は軽視すべきでない。

3 平和的生存権は、憲法前文と9条及び第3章の人権規定から基本的人権の基底的权利として具体的権利性があり、裁判規範であること認められ、原告ら主張の平和的生存権は不法行為法上の被侵害利益性があることも明らかである。新安保法制法の制定によって、前文及び憲法9条とこれらに依拠する平和的生存権は、平和主義そのものと一緒に破壊され、葬られようとしている。今般のように内閣と国会が暴走する場合、立憲民主主義の観点からこれを合法的に牽制するのは、司法の責務である。

原告らは、違憲の新安保法制法による被侵害利益の第1に平和的生存権を主張するものである。裁判所は、憲法の要請と国民・市民の声に真摯に向き合い、平和的生存権を正面から認め、新安保法制法の違憲判断と原告らの被害の回復を宣言されることを強く要請するものである。

以上

原告 田 中 熙 巳

1. 私は、1932（昭和7）年生れて、84歳になります。

2000（平成12）年から現在まで日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の事務局長をしています。

私の父は元軍人で満州へ赴任したため、私は満州で生まれましたが、父が、昭和13年に奉天（瀋陽）で亡くなったので、母は私と兄、妹2人を連れて長崎に帰りました。

長崎へ原爆が投下された1945年8月9日、私は13歳で旧制中学1年生でした。自宅は爆心から3.2キロ離れた山影の地形の所にありました。木造2階建の家で、私は2階に居て、突然、真っ白な強い光を感じ、慌てて2階から下に降りて伏せましたが、気を失ってしまいました。強い爆風が襲ったと思いますが、どうして気を失ったかわかりません。母子4人は、奇跡的に誰も傷を負いませんでした。家は爆風でかなり傷みましたが、修理して住むことができました。

爆心地から1キロ以内に父方と母方の2軒の伯母の家があり、5人の親戚を亡くしました。爆心地と私が住んでいた街との間に大きな金比羅山という山がありましたので、私は原爆直後の惨状は知りませんでした。3日後に爆心地帯に入ったときには、亡くなった方が何百何千と散乱し、重症をおったままの方たちもあちこちにいました。これは本当に人間の世の出来事かと思いました。

2. 終戦後、母子家庭の我家の生活は苦しく、働いて生きることで精一杯でした。私は、進学しなかったのですが、高校卒業後1年間は市の保健所の臨時職員として働き、その後、上京して4年間働き、東京理科大学理学部に入學し、原子物理学を専攻しました。長崎では、被爆者が白血病で後になってどんどん亡くなっていくのを見ていました。原爆がどんなものか知りたかったのです。

卒業間際に、東北大学工学部の助手の募集があり、幸い採用され、研究者と教育者の道に進み、その後埼玉の大学に移り、70歳まで勤務しました。私は、幸運にも無傷で生き残ったので、被爆者のためにできることを精一杯しようと考えて活動してきました。

3. 原爆の被害が何だったのかを振り返るとき、特異な事としてまず思い出すのは、終戦直後から現地にアメリカが設置したA B C C（原爆傷害調査委員会 Atomic Bomb Casualty Commission）が被爆データを収集していたことです。子どもはすべて連れて行かれ、A B C Cで検査されました。妊婦がいるというと、助産婦協会が協力して、妊婦は連れて行きました。検査をするのです。被爆に苦しむ人が行っても治療をしてくれるところではありません。遺伝子レベルでの調査をしていたのです。私たちは嫌なところだと思っていました。占領下ですから私たちに「否」はありませんでした。私たちはモルモットだったのです。

また、国内では被爆者であることによる根深い差別偏見がありました。長崎を出た者は「長崎出身」は口にすることができませんでした。イコール被爆者というレッテルが貼られるからです。被爆者の子ども世代の結婚にあたって、親が被爆者であることや長崎出身であることは隠さなければいけないことでした。

私たちは原爆によって体内に入った放射能のためにこのような苦しみをずっと負い続けています。力による紛争解決は核兵器に行きつく可能性をはらみ、またこの日本では原発は格好のテロの対象になっています。70余年前の被爆の苦しみが解決されていないのに、再びその危険に踏み出す事になった安保法制は、私自身の平和的な生存も、私たち被爆者の人格としての尊厳も顧みないことです。そして、被爆者の一人として生きてきた自分の人生を振り返ると、同じ苦しみを誰にも味合わせたくありません。

また戦後一貫して平和と被爆者の救済のために戦ってきた私にとっては、私たちの声を聴くことなく、憲法9条を踏みじめる法律を制定した事に対して、主権者としての強い怒りを感じます。

以上

原告 小 倉 志 郎

1. 私の人生と原子力発電所とのかかわり

私は1941年（昭和16年）5月に生まれ、3歳の時に現在の大田区でB29による大空襲の真

下にいました。たった一晩のことですが、いまだに我が家の地域が大火災になった光景が鮮明な記憶として残っています。

その後は、食料をはじめ物資の不足する中を家族の努力のおかげで、無事に大学院（修士）までの教育を受けることができました。

1967年（昭和42年）4月に日本原子力事業株式会社（後に東芝に吸収合併される）に技術者として入社し、原子力発電所の建設に携わることになりました。まさに日本の高度成長期で、エネルギー資源の乏しい日本は、原子力発電所（以下、原発）の導入を始めたばかりで、先行する米国産業界とライセンス契約を結び、原発の技術を学ぶのに必死でした。私は最先端技術を学び、日本の安定したエネルギー源確保に貢献できることに生き甲斐を感じていました。

原子炉の炉心の安全を守るシステムに13年関わり、その後、柏崎・刈羽原発1号機の建設現場で働きました。岩盤まで掘り下げた地面の上到一个の巨大で複雑な原発が姿を現してくるのを目の当たりにして、圧倒される思いでした。ここで3年を過ごした後、既に稼働をしていた福島第二原発の現場に異動となり、原発の定期点検、修理工事、運転中の原発内のパトロールも行いました。パトロールは原子炉建屋、タービン建屋、屋外、中央制御室など人が近づける部分は全部観て回り、運転状態に異常がないことを自分の感覚を使って確認します。原発は1基でも一日では回りきれない大きさです。原発は海水温度や大気温度などに敏感に反応して、炉心の出力が変わり、建屋の空調設備の運転が周期的に変動するなど自動制御によって行われるために、現場にいと原発が巨大な生き物であるかのような錯覚を覚えるほどでした。

2. 原発の危険性と平和の関係

2002年（平成14年）3月に定年退職をしました。高度成長期に仕事に埋没していた私は、自分が安全に、平和に生きることへの危機感など持たない生活を送ってきましたが、この間に、1979年（昭和54年）のスリーマイル島、1986年（昭和61年）にチェルノブイリ原発事故がおり、原発が人間や生態系に想像を絶するような打撃を与えるものでありながら、あま

りに脆弱なものであることを知りました。退職してからは、その危険性については強い危機感を抱くようになりました。そして、原発にかかわる仕事に携わった者の責任として、この国に、健康で安全に暮らせる環境を残さなくてはならないという、強迫観念に近いような強い思いにとられるようになりました。季刊誌に「原発を並べて自衛戦争はできない」という論文を投稿したのは2007年のことでした。その内容は、①武力攻撃に対して脆弱な原発を海岸線に50基余りも並べた日本は、これを軍力などでは守れない。②一たび原発が武力攻撃されたら、日本の土地は永久に人が住めない土地になり、再び人が住めるように戻る可能性がない、ということでした。

この結論は、3.11で震災による福島第一原発が重大事故を起こしたことで証明されてしまいました。

原発は、ミサイルなどの巨額な兵器によらなくても携帯可能な小型の兵器により原子炉を冷却する電源系統、あるいは海水系統を破壊すれば、炉心損傷のような過酷事故にいたる脆弱なものなのです。昨年11月にフランスでテロが起こった時、フランス政府は原発への攻撃を恐れ、警戒したと報道されたのはその証左です。

3. 私たちの声を聞かない憲法違反の法制定

昨年の秋、「成立したとされる」安保法制は、多くの憲法学者たちも「違憲」だと明言しました。また、国会内で十分な議論もされないまま多数派による強行採決によって成立させられました。平和でなければ原発は守れません。この法律は、他国との間に憎しみを生み、原発への攻撃の危険性を招くものです。私のような経験を持つ者の声や、大勢の知恵が全く反映される機会もなく、しかも憲法違反の法律が作られたことは許せません。今、この日本に住む私たちだけでなく、将来生まれて来る子どもたちが安全に、健康に暮らせなくなるのです。もっともっと議論されるべきだったはずですが、原発の実情を知る私は、このまま刻々と過ぎる時間は、ちょうど時限爆弾を抱えたような感覚で、激しい焦燥感に駆られ、苦しんでいるのです。

以上